

●令和4年度 監査テーマ 委託料に係る財務事務の執行について

○包括外部監査の意見に対する改善について

第3 2. 監査の結果及び意見の概要
 (1)共通的事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
1	契約事務マニュアルの整備の必要性について 〔報告書43ページ〕	○契約課において庁内ネットワークの「ファイル管理」に各種資料(契約事務に使用する書式や研修資料)を掲載しているものの、契約事務の全体像を示すマニュアル等が作成されていないため、所管課にとって、どういった局面でどの資料を確認すればよいのか、把握するのが困難な状況となっている。 ○このような課題については、契約課においても認識しており、今年度中に契約事務マニュアルを作成する予定とのことであるが、以下で述べる主に契約課において対応すべきと思われる課題への対応方針を決定した上で、作成を予定している契約事務マニュアルに集約し、全庁的に周知を図る必要がある。	契約課	令和5年6月に、契約事務に関する諸制度を網羅的に説明し、また、契約課のファイル管理のどこにどのような文書が掲示されているか等を説明した契約事務マニュアルの初版を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
2	受託者への指示等に使用する書式の整備について 〔報告書43ページ〕	○約款において、「指示等及び協議の書面主義」についての規定が置かれているが、指示等を行うための書式について、全庁的に統一的なものが整備されていないため、書面による指示等の必要性についての認識が浸透しておらず、受託者への指示等を口頭のみとしているものが多く見受けられた。 ○再委託承諾の通知、監督職員の通知、検査結果の通知など、多くの契約において共通的に発生すると思われる指示等については、契約課において、統一的な書式を整備する必要がある。	契約課	令和5年8月に、再委託承諾の通知、監督職員の通知等を含む、市から受注者に交付する文書の統一様式を定め、又は改正し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
3	受託者から提出を求める書類の整理について 〔報告書44ページ〕	< 契約金額内訳表及び工程表 > ○契約後すみやかに提出を求めている書類のうち、契約金額内訳表及び工程表について提出されていないものが多く見受けられたが、全ての契約において提出を求めるのか、業務の性質によって提出を求める契約を限定するのか、改めて検討する必要がある。 < 提出書類の作成部数 > ○受託者に複数部の作成を求めている書類について、作成部数を設定した際に前提としていた事務処理の流れが、時間の経過より妥当しなくなっているため、改めて提出書類の作成部数を複数とする必要があるのか、検討する必要がある。 ○特に、請求書については、原本が3部提出されているものが見受けられたが、請求書の原本が複数存在することにより、意図的に、あるいは誤って二重に支払うといった事態が発生することも否定できない。よって、請求書の原本の提出は1部のみとする運用を徹底する必要がある。	契約課	令和5年4月に、受注者から市に提出する必要がある文書について、必ず提出するものと監督職員の指示により提出するものに分類整理するとともに、提出部数を1部又は原本と写しの2部に見直し、契約課ホームページに掲載した。
4	約款における契約保証金の免除に係る規定について 〔報告書47ページ〕	○約款と枚方市契約規則の契約保証金の免除の規定を比較すると、約款の規定では、枚方市契約規則において「納付」と整理されるものと「免除」と整理されるものが混在している。 ○契約保証金を免除する場合、業務委託契約書の鑑には、枚方市契約規則の該当号数を記載していることを鑑みると、約款の契約保証金の規定について、枚方市契約規則の規定を参照する形で整理することにより、よりわかりやすいものとする可以考虑。	契約課	令和5年4月に、枚方市契約規則と同様の構成となるよう、約款の改正を行った。
5	契約規則第43条第1項第8号を適用する場合の契約保証金免除申請について 〔報告書49ページ〕	○枚方市契約規則第43条第1項は、「免除することがある」との規定であり、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、同項第8号(随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき)を適用する場合にも、受託者からの申請に基づき、所管課において決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。	契約課	令和5年6月以降、契約規則第43条第1項第8号を適用する契約に当たっては、契約保証金の免除申請を組み込んだ見積書を使用することにより、受注者から免除申請を受けることとし、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
6	再委託の承諾のあり方について 〔報告書50ページ〕	< 約款の規定の統一化 > ○再委託の承諾に係る約款の規定について、測量設計、建築設計B及び業務委託における規定の内容が異なっているため、最も詳細に規定されている測量設計の約款に他の約款の規定を合わせる形で改正する必要がある。 < 再委託に関するガイドラインの策定 > ○再委託を禁止する「主たる部分」や再委託の承諾を要しない「軽微な部分」を仕様書等において明示するための考え方や再委託を禁止する金額基準などを明示したガイドラインを策定する必要がある。 < 再委託承諾申請書の様式 > ○再委託の承諾申請において使用している「下請負(委任)承諾申請書」には、再委託の金額について暴力団排除条例に基づく誓約書の徴収の基準となる500万円未満か500万円以上かを選択する形式となっているが、再委託金額を具体的に記載させるとともに、事後的に、契約書を提出させるなどして、実際の再委託の内容を確認する仕組みを構築する必要がある。 ○受託者に対する再委託の承諾について、口頭による通知のみとなっていることが多くみられたため、「下請負(委任)承諾申請書」に、枚方市による承諾の通知を記載する箇所を追加し、所管課における記録や書面による承諾の通知に使用することが考えられる。	契約課	< 約款の規定の統一化 > 令和5年4月に、測量設計、建築設計B及び業務委託の各約款の規定の整理を行った上で、約款の改正を行った。 < 再委託に関するガイドラインの策定 > 令和6年1月に、再委託を承諾することが適切な範囲や再委託の手続を説明した再委託(下請負)に関する指針を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。 < 再委託承諾申請書の様式 > 令和5年8月に、再委託承諾の通知、監督職員の通知等を含む、市から受注者に交付する文書の統一様式を定め、又は改正し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
7	暴力団排除の誓約書の範囲拡大について 〔報告書54ページ〕	○受託者は再委託を行う場合、再委託金額が500万円未満の場合を除き、再委託先から枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書を徴収して、枚方市に提出しなければならないこととされているが、500万円未満であれば排除されないという訳ではないため、改めて500万円という基準を採用することの妥当性を検討することが望ましい。	契約課	令和6年2月に、再委託承諾申請書において、再委託先が暴力団等に該当すると認められる者ではないことを誓約することとした。
8	単価契約を随意契約(第2号)とすることの妥当性について 〔報告書54ページ〕	○「枚方市随意契約事務処理要綱」においては、「総数量の定めがなく、単価を主とする基本的事項を定めたにすぎない単価契約をする場合」を随意契約(第2号)に該当するものとしている。 ○しかし、第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合など、契約相手方の唯一性が求められることになり、総数量の定めがない単価契約が、全ての要件に該当すると考えるのは無理がある。 ○単価契約については、原則として、予定単価に予定数量を乗じた金額に基づき、随意契約(第1号:少額随意契約)に該当するかどうかを判定するとともに、契約相手方に唯一性が認められる場合のみ随意契約(第2号)に該当するものとし、随意契約に該当しない場合には、入札の手続を行うべきである。	契約課	令和6年3月に、単価契約について、総数量の定めがない基本的事項を定めたにすぎない契約とそれ以外との整理を行い、庁内に周知した。また、単価契約において、予定数量の定めがある場合については、順次入札手続に移行した。
9	受託者様式による契約書の条項の検証について 〔報告書55ページ〕	○約款の規定はかなり詳細なものであり、約款を使用すれば、枚方市契約規則第38条第1項に契約書の記載事項として規定された11項目が網羅的に規定されることとなるが、約款ではなく、受託者様式による契約書を使用する場合には、これらの項目の一部が脱漏してしまう可能性がある。 ○各所管課において契約条項の意味や必要性を十分に認識した上で、受託者との協議に当たることが可能となるよう、契約課において、受託者様式による契約書を使用する場合のチェックリストを作成し、各所管課に提供する必要がある。	契約課	令和6年3月に、契約書に記載すべき事項確認表を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
10	仕様書等の契約書との一体化(袋綴じ)について 〔報告書57ページ〕	○約款には、契約書と仕様書は別冊で存在することを前提とした規定が置かれているが、仕様書は、委託業務の具体的な内容を定めるものであり、契約書の一部を構成するものであることから、袋綴じその他の方法により契約書と一体化しておくことが望ましいと考ええる。 ○枚方市では、令和4年10月以降、順次、電子契約を導入しているが、電子契約による場合、契約書のデータに加えて、仕様書のデータについてもシステムにアップロードすることが可能とのことであるから、今後は、電子契約のシステム上、契約書と仕様書を一体のものとして管理し、枚方市と受託者の間でその内容を共有する仕組みを構築すべきである。	契約課	令和5年7月に行った類似団体の状況調査の結果を基に、方法を検討する。
11	個人情報の特記仕様書の添付の基準について 〔報告書57ページ〕	○コンプライアンス推進課によると、個人情報の保護に関する特記仕様書(以下「個人情報仕様書」という。)の添付の要否の判断基準となる「保有個人情報」には、受託者が収集する個人情報も含むと解釈されるとのことであるが、枚方市が保有する個人情報を受託者に提供する場合に限定されると理解していた事例が見受けられた。 ○受託者が自ら収集する個人情報であったとしても、万一、流出事案が発生した場合の影響は甚大なものとなる可能性が否定できないため、コンプライアンス推進課において、改めて判断基準を各所管課に周知し、運用の統一化を図る必要がある。	コンプライアンス推進課	令和4年度中に、個人情報の保護に関する特記仕様書の添付を要する委託業務の判断基準について、通知を行った。また、委託契約手続依頼マニュアルにも明記した。今後も運用の統一化を図るため、定期的に周知していく。

12	部分払の履行確認において提出を求める書類について 〔報告書58ページ〕	○警備業務や清掃業務などにおいて、部分払により毎月委託料を支払う場合があるが、約款において、毎月委託料を支払う場合において、どのような書類の提出を求め、監督職員や検査職員においてどのような履行確認を行うか、明確に記載されていない。 ○毎月委託料を支払う内容の業務委託については、その都度、月次業務完了届を提出すべきことを規定し、月次業務完了届についても、通常の完了届と同様に、検査職員による検査等の手続を実施した上で、委託料を支払うことが考えられる。	契約課	令和6年3月に、監督職員の職務を中心に、最低限確認すべき事項を説明した履行確認(監督及び検査)に関する手引を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。 令和5年4月に、受注者から市に提出する必要がある文書について、必ず提出するものと監督職員の指示により提出するものに分類整理するとともに、提出部数を1部又は原本と写しの2部に見直し、契約課ホームページに掲載した。
13	業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について 〔報告書59ページ〕	○枚方市では、工事請負契約に関しては、請負工事監督規程及び請負工事検査規程が策定されているが、業務委託の監督及び検査に係る規程は策定されていない。 ○契約課において、業務委託に共通して求められる手続や作成すべき書式を示す規程やチェックリストを整備し、各業務委託において固有の事項については、所管課において個別のチェックリストを作成するなどして、監督及び検査の状況を記録として残すことにより、どの業務委託においても、一定水準の履行確認を実施していることを事後的に検証可能な体制を整備する必要がある。	契約課	令和6年3月に、監督職員の職務を中心に、最低限確認すべき事項を説明した履行確認(監督及び検査)に関する手引を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。
14	契約事務の公平性と委託業務の質の確保の両立について 〔報告書59ページ〕	○地方公共団体の契約においては、競争性、透明性、経済性の確保が求められることから、一般競争入札によることが原則とされているが、個別検証の対象とした一般競争入札による契約の中には、委託業務の質が十分に確保されていないと思われるものが見受けられた。 ○各所管課において業務の特性や想定しうる入札参加要件を検討した上で、契約課と協議し、適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するための方策を検討する必要がある。	契約課	委託業務の質の確保を推進するため、履行確認(監督及び検査)の水準向上に取り組んでおり、その状況を見極めながら、適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するための方策を検討する。
15	ホームページにおける随意契約(第2号)の概要の公表について 〔報告書60ページ〕	○枚方市においては、随意契約については、金額にかかわらず、随意契約理由書を行政資料コーナーに配架することとしているが、他市で見られるような、ホームページにおける随意契約の理由等の公表は行っていない。 ○今後、随意契約の理由について各所管課が責任をもって記載できるようにした上で、随意契約(第2号)の概要をホームページにおいて公表することを検討されたい。	契約課	令和6年8月から随意契約の案件名と相手方をホームページにおいて公表する予定である。あわせて、全庁的に、随意契約理由の書き方についての整理を進め、ホームページにおいて公表することを検討している。

(2) 市長公室広報プロモーション課
枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
16	受託者様式による契約条項の検証について 〔報告書63ページ〕	○本契約においては、受託者が作成した契約書を使用しており、契約保証金や監督及び検査についての条項が置かれていなかった。また、個人情報取扱特記事項についても、コンプライアンス推進課が参考例として示している仕様書とは異なるものである。 ○契約条項は、委託者である枚方市と受託者との間の協議により、約款とは異なる内容で合意することにより得るが、受託者の様式を安易に受け入れるのではなく、必要な事項が漏れなく記載されているか、約款の取扱いと異なる場合には合理的な理由があるかについて、十分に検証しておく必要がある。	広報プロモーション課	受託者の指定する契約書を使用する場合には、契約検査課にて令和6年3月12日に作成された「契約書に記載すべき事項確認表」を用いて、約款との照合を行い、必要な事項の記載について相手方と十分な協議を行う。その結果、約款と異なる取り扱いを認める場合には決裁において意思決定を図る。
17	委託内容や契約金額の不断の見直しについて 〔報告書63ページ〕	○平成30年度包括外部監査における意見等を踏まえ、必ずしも、委託料の引き下げにはつながるとは限らないものの、委託する事務の範囲や委託料率が適正な水準にあるか否か、また、現受託者が他の事業者と比較して依然として優位性があるか否かについて、他の地方公共団体の動向を調査するなど、今後も継続的に検証する必要がある。	広報プロモーション課	委託する事務の範囲や委託料率が適正な水準にあるか否か、また、現受託者が他の事業者と比較して依然として優位性があるか否かについて、契約の都度、他の事業者の動向を注視しながら今後も継続的に検証を行うこととする。
18	請書の取扱いについて 〔報告書66ページ〕	○本業務では、毎月、受託者から配布部数が記載された請書の提出を受けているが、配布部数は配布が全て完了した時点で初めて把握できるものであるため、配布完了後に、遡及して請書が作成されていることになる。 ○令和3年10月に枚方市契約規程における請書の提出に係る規定が改正され、また、受託者が請書を作成するに当たっては、印紙税の負担を強いることにもなることから、今後は、請書の作成を求める必要はないと考える。	広報プロモーション課	契約規定の改正を踏まえ、同様の事例においては請書の作成は求めないこととする。
19	個人情報仕様書の添付について 〔報告書67ページ〕	○本業務においては、広報プロモーション課から受託者に配布先リストを提供することがないため、個人情報仕様書が添付されていないが、受託者が個人情報を含む配布先リストを取り扱うことには変わりはなく、万一、配布先リストの漏洩等が発生した場合の影響を勘案すると、個人情報仕様書を添付する方が望ましいと考える。	広報プロモーション課	意見の内容を踏まえ、今後の契約においては個人情報特記仕様書を添付し、誓約書の提出を求めることとする。

令和3年度点字版広報作成委託・令和3年度録音版広報作成委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
20	点字版広報及び録音版広報の発行部数について 〔報告書69ページ〕	○点字版広報の作成部数は、毎月8部から10部となっており、広報プロモーション課での検品・保管用の1部を除くと、実際に配布されているのは、各月7部から9部と極めて少ない状況である。 ○録音版広報についても、配布の対象となるコピーの作成部数は、各月39部から42部となっており、点字版広報と比較すると多いが、それでも少ない部数にとどまっている。 ○点字版広報及び録音版広報は、視覚障害者の方にとっては、情報を得るための重要な手段であることから、福祉事務所と連携して、更なる周知を図り、一定の発行部数を確保するよう努められたい。	広報プロモーション課	福祉事務所(障害企画課)のHPにおいて、広報点字版・録音版の配布について周知協力を得ているが、さらなる連携方法について、引き続き協議を進める。

枚方市ホームページCMS更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
21	企画提案審査への参加資格について① 〔報告書70ページ〕	○枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託(以下「デザイン委託」という。)の企画提案審査において、当初募集時には参加資格を限定し過ぎていた面があり、応募者が1者となり、再募集することになったことが、契約期間の開始が当初の見込みよりも遅くなった一因となっている。 ○企画提案審査においては、一定の品質を確保するとともに、複数の応募者による競争性が確保できるよう、必要十分な水準の参加資格を設定する必要がある。	広報プロモーション課	今後、企画提案審査の公募を行う際には、過不足の無い条件設定となるよう、十分に検討を行う。
22	企画提案審査への参加資格について② 〔報告書71ページ〕	○デザイン委託の企画提案審査には、入札参加資格のない者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出せずに参加できたことになる。 ○最優秀提案者に選定された後、契約締結までに誓約書の提出を受けており、結果的に問題は生じていないが、あらかじめ誓約書を企画提案審査参加時の提出書類として位置づけておく方が適切であったと考える。	広報プロモーション課	企画提案審査の公募を行う際には、入札参加資格の取り扱いに準じた対応を行うこととする。
23	契約書における契約保証金の記載について 〔報告書72ページ〕	○枚方市契約規則第43条第1項第8号を適用し、契約保証金を免除しているが、約款には同号に相当する免除事由が明記されておらず、契約書の鑑においては、あらかじめ印字されている「契約保証金 現金」のうち、「現金」を二重線で削除している。 ○このような契約書の記載では、免除の事実があることが判然としないと考えられたため、契約書の鑑において、「契約規則第43条第1項第8号により免除」と明記すべきである。	契約課 広報プロモーション課	【契約課】 令和5年6月に、契約事務に関する諸制度を網羅的に説明し、また、契約課のファイル管理のどこにどのような文書が掲示されているか等を説明した契約事務マニュアルの初版を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。 【広報プロモーション課】 意見の内容を踏まえた適正な事務執行を行うようマニュアルを作成し、課内において周知を図った。

24	企画提案審査における仕様書の取扱いについて 〔報告書73ページ〕	○企画提案内容等を踏まえて契約時に改めて仕様書を作成するか、企画提案内容等を仕様書の一部とみなすことを契約書又は仕様書の文言に含めておくことが望ましい。	広報プロモーション課	次回、企画提案審査の公募を行う際には、意見の内容を踏まえた適正な事務執行を行うよう課内において周知を図る。
25	個人情報の保護に関する規定について 〔報告書74ページ〕	○平成30年度からは、全庁的に個人情報仕様書を作成する形式に変更されているにもかかわらず、デザイン委託の仕様書においては、個人情報仕様書ではなく、個人情報の保護に関する覚書を交わすこととされていた。また、実際には、個人情報を取り扱わないことから、覚書は交わされていなかった。 ○仕様書の定めの変更や委託業務における個人情報の取扱いの有無について、十分に確認しておく必要がある。	広報プロモーション課	意見の内容を踏まえた適正な事務執行を行うよう、令和5年4月にマニュアルを作成し、課内において周知を図った。同種の他の委託業務では仕様書の規定の修正を行った。
26	ホームページ活用事業の効果測定について 〔報告書76ページ〕	○CMS委託及びデザイン委託の成果として、令和4年4月にホームページがリニューアルされたが、今後は、想定どおりの効果があがっているのか、把握・分析する必要がある。 ○今後、アクセス分析ツール(Googleアナリティクス)により、性別、年齢に加え、地域、言語、興味といったホームページへの来訪者の属性や閲覧傾向を把握することも検討しているとのことであり、引き続き、有効な効果測定の手法について検討されたい。	広報プロモーション課	ホームページリニューアルの効果については、引き続き、アクセス分析ツールを活用した十分な検証を行い、さらなる改善につなげる。

「ひらかた聖火イベント」業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
27	複数回の変更契約を行う場合の原契約の記載について 〔報告書77ページ〕	○2回目以降の変更契約書においては、過去の変更を定義しておく方が、変更箇所を明確化できると考える。	広報プロモーション課	意見の内容を踏まえた適正な事務執行を行うようマニュアルを作成し、課内において周知を図った。

(3)総合政策部DX推進課(旧:ICT戦略課)

ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
28	入札時の仕様書の記載内容の充実について 〔報告書83ページ〕	○ネットワーク運用管理業務委託の入札時の仕様書において、過去の運用状況やトラブル等の内容、件数等が開示されていない。 ○今後、アクセス分析ツール(Googleアナリティクス)により、性別、年齢に加え、地域、言語、興味といったホームページへの来訪者の属性や閲覧傾向を把握することも検討しているとのことであり、引き続き、有効な効果測定の手法について検討されたい。	DX推進課	次回、契約の更新の際には、仕様書に記載する情報について、既存業者が有利とならないよう検討する。
29	個人情報保護と従事者名簿の提出について 〔報告書84ページ〕	○本業務においては、個人情報にアクセスした業務従事者全てから、個人情報保護に係わる誓約書を徴収できているかについて、十分な検証がなされているとはいえない状況となっているため、実際の業務従事者名簿の提出について仕様書に記載することが有用であると考える。	DX推進課	契約の更新の際には、業務従事者名簿の提出および誓約書の提出について、仕様書に明記することとする。
30	契約金額の市長部局と上下水道局の按分比率について 〔報告書84ページ〕	○ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託は、それぞれ上下水道局を含め、全市一体として実施されており、契約金額を市長部局と上下水道局で按分している。 ○契約が開始された時点では、按分比率が合理的に算定されたと考えられるが、長期間を経過すれば、組織体制の変更等により、当初の按分比率を踏襲することが合理性を欠く結果となる可能性も否定できないため、按分の基準を明確にし、実績に基づく定期的な按分比率の見直しを実施する必要がある。	DX推進課	○ネットワーク運用管理業務委託 次回、契約の更新の際には、業務の対象となる機器数等を根拠として、按分比率の見直しを行う。 ○ヘルプデスク業務委託 次回、契約の更新の際には、職員数を根拠として按分率の見直しを行う。

データ入力業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
31	仕様書における作業時間帯の記載について 〔報告書87ページ〕	○作業時間が市役所開庁日の12時45分から17時30分となっているが、当該業務の従事者の確保が困難となる可能性があるため、データ入力業務に支障がないのであれば、市役所の開庁時間に合わせることを検討されたい。	DX推進課	令和5年度契約より作業時間を市役所の開庁時間に合わせ、9時から17時30分とした。

光ファイバ保守委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
32	個人情報保護に係る誓約書の署名について 〔報告書89ページ〕	○個人情報保護に係る誓約書を閲覧したところ、署名ではなく、記名のみで押印がないもの及び日付のないものが見受けられたが、業務従事者本人に個人情報保護に係わるルールを遵守することを誓約してもらう意味合いから、必ず日付を記入し、自署して提出してもらう必要がある。	DX推進課	次回、契約締結を行う際は、受託者に対し、適切に誓約書を作成するよう申し入れるとともに、誓約書が提出された場合は、直ちに供覧を行い、複数人で申請内容のチェックを行うこととした。

電子計算機室空調機器保守点検委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
33	随意契約の妥当性の検討について 〔報告書90ページ〕	○電算機用空調設備であるため高出力の機器と思われるが、点検業務に限れば、メーカーかその系列会社しか実施できないということは考えにくいため、一者随意契約ではなく、競争入札により実施できないか、検討されたい。	DX推進課	令和6年度以降の契約について、競争入札による実施の検討を行った。 なお、空調機の故障時や定期点検での不具合発覚時には、室温の上昇を防ぐため、迅速かつ適切な対応を行う必要があり、緊急時の対応を含め定期点検を行えるサービスを提供することが可能な事業者が現随意契約先に限定されるため、令和6年度以降も引き続き一者随意契約を行うこととした。

(4)市民生活部市民室				
郵送請求対応業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
34	履行確認の証跡について 〔報告書95ページ〕	○日々の郵送請求への対応状況を記載した日報や、契約期間の満了後に受託者から提出を受けている完了届に検査職員による署名・押印が行われていなかったが、履行確認が適切に行われた証跡として検査職員による署名・押印が必要である。	市民課	令和4年度末の完了検査時においては、検査職員により署名・押印を実施すると共に、監督職員及び総括監督職員への供覧を行い、事務の取り扱いについてチェックした。

マイキーID設定委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)

35	参考見積の徴取について 〔報告書96ページ〕	○本業務では複数の事業者から見積を徴取して価格を比較することができたと考えられるが、他の事業者から参考見積は徴取していない。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うのであれば、参考見積を徴取し、入札に付することが不利であることを明らかにすべきである。	市民課	令和5年度発注において、複数事業者に見積依頼を行った。 今後も同様の対応を行う。
----	---------------------------	---	-----	---

(5)総務部総務管理室

庁舎樹木剪定除草等管理委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
36	契約期間の複数年度化について 〔報告書106ページ〕	○総務管理課では、本業務を令和2年度から担当しており、現在のところ、仕様が定まっていない面があるため、単年度での契約期間としているが、契約事務の効率化の観点から、市内中小事業者の受注機会の確保へ配慮しつつ、複数年での契約期間によることも検討されたい。	総務管理課	複数年での契約期間の検討のため契約課と協議を行ったが、市内中小事業者の受注機会の確保のため単年度契約を行う必要があるとの結果となった。
37	再委託内容の確認について 〔報告書106ページ〕	○再委託先の承諾の際、再委託承諾申請書に記載の業務の内容や予定量が適切であるかどうかの確認までは行われていないため、受託者と再委託先の契約内容や支払状況を確認し、受託者が申請のとおり再委託を行っているか、丸投げになっていないか等、実際の再委託の内容を検証する必要がある。	総務管理課	再委託承諾申請書において、再委託する業務の内容(具体的に記載すること)の記載項目が追加されており、委託先業者から提出される報告書の内容と再委託承諾申請書の記載内容に相違がないか確認を行う。

(6)健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課(旧:障害福祉担当)

枚方市障害者地域生活支援事業(相談支援事業・地域活動支援センター)委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
38	公募時の仕様書における契約期間の記載について 〔報告書112ページ〕	○令和3年度の枚方市障害者地域生活支援事業(相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業)委託について、令和2年12月に実施された公募において応募のあった2団体から1団体が選定され、令和4年度においても同一事業者と随意契約(第2号)を締結している。 ○令和3年度の審査においては、2団体とも事業実施の適格性があるとされており、事業実施可能団体は1団体ではなく、比較優位で選定された事業者の優位性が長期に継続する保証はないため、再度公募の実施を検討すべき案件であったと考えられる。 ○一方で、障害者への支援業務の受託者が毎年度変更になれば、混乱を招く要因となり、そのような事態は避ける必要があるため、もともと翌年度以降公募する意思がないのであれば、募集要項に安定的な事業運営の実施を前提に複数年の契約継続を明記すべきであったと考えられる。	障害企画課	事業受託者が適切な事業運営を行っているかについての評価を行うため、令和4年度に審査会を設置した。審査会は毎年開催し、受託者の事務運営を1年ごとに検証することから、複数年の継続契約は現状、考えていない。
39	随意契約の継続について 〔報告書114ページ〕	○枚方市障害者地域生活支援事業(相談支援事業・地域活動支援センター)のうち、令和3年度に公募された相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業以外については、長期間に渡り契約先が変更されずに、毎年度、2号随契理由で契約を継続している。 ○事業実施が可能で同事業の受託を希望する団体が存在しないのであれば、何ら問題は無いが、そのような団体が存在するか否かの確認について、長期間実施されていない。 ○定期的に同事業の受託者の公募を実施し、複数年契約を前提とした契約を締結することを検討するとともに、事業受託者が適切な事業運営を行っているかについて、毎年審査会等を開催して、定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。	障害企画課	事業受託者が適切な事業運営を行っているかについての評価を行うため、令和4年度に審査会を設置した。審査会は毎年開催し、受託者の事務運営を1年ごとに検証することから、契約方法については現状、従来通りが適当と考えている。なお、審査会での検証結果などの状況に応じて、公募も含め、契約方法について検討すべきと思慮された際には、検討を行うこととする。
40	決算未到来の法人の財務状態確認資料について 〔報告書115ページ〕	○令和3年度の枚方市障害者地域生活支援事業(相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業)の公募において、決算期未到来の法人が応募しており、決算書等一式の提出が不可能であったが、所管課は、福祉事業所の指定申請の際の予算書の提出のみを求めるにとどめたことである。 ○事業規模に見合う運転資金の保有は必須事項であり、申請日に近い時点の財産目録又は貸借対照表等の提出を求めるべきである。	障害企画課	今後、公募を実施する際には財産目録又は貸借対照表等の提出を求めることとした。
41	相談記録等の把握について 〔報告書116ページ〕	○相談事業に寄せられる具体的な障害者の悩み及びその対応策は、今後の障害者福祉の施策を考えていく上で非常に有効な情報が含まれていると考えられる。 ○相談事項を閲覧するために受託者の施設への訪問回数を増やす、又は、相談記録の写しを提出させる等により、相談記録の閲覧の機会を増やすことが強く望まれる。	障害企画課	相談事業に寄せられる内容のより一層の把握に努めるため、新規に事業実績様式を作成し、事業受託者からより詳細な相談内容の報告を受けることとした。

枚方市障害者地域生活支援事業(移動支援事業・通学支援事業)委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
42	保険証書の確認について 〔報告書120ページ〕	○仕様書において、保険への加入を求める条項があるが、補償範囲や保険金額についての明記がなく、また、保険証書の写しの提出も受けていない。 ○仕様書に遵守すべき事項として記載している以上、重要事項といえるので、最低限の保険の補償範囲や保険金額を仕様書に明記するとともに、保険証書の写しも提出させるべきである。	障害企画課	令和5年度契約更新時、保険証書の写しの提出を受けた。

旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
43	作業実施報告書の記載内容の充実について 〔報告書121ページ〕	○作業実施報告書を閲覧したところ、作業前、作業中、作業後の写真が看板とともに掲載されているが、作業前及び作業中の看板の文字が不鮮明で非常に読みづらいものとなっており、作業を行った場所の記載もない。 ○作業実施報告書を鮮明に記入するとともに、どの地点で作業を実施したかを記載させるように指導されたい。	障害企画課	鮮明に文字を表記するように求めた。また、作業を行った場所の記載についても求めた。
44	見積書の内訳書の入手について 〔報告書122ページ〕	○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約は、高齢者雇用の促進や障害者の自立を目的とするものであるが、受託者に唯一性があるという訳ではない。よって、経済合理性の確保にも一定の配慮が必要であり、所管課における積算の実施や相見積りの徴取により、契約金額の妥当性を検証する必要がある。 ○受託者から作業工程別等の詳細な見積内訳表を入手するとともに、相見積を入手するなどして、契約金額の妥当性を検証する必要がある。	障害企画課	今後の契約においては、受託者から見積内訳表を入手することとした。 本件については、市内の複数事業所の共同受注ネットワークへの発注であり、市内事業者の就労支援を尊重する方針に基づき、競争入札、相見積等の実施には適さないもの。

(7)環境部循環型社会推進室東部資源循環センター(旧:施設管理室東部清掃工場担当)

令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
45	点検項目明確化の必要性について 〔報告書132ページ〕	○仕様書の点検方法についての記載内容を確認したところ、具体的な点検項目や点検方法の記載がなかった。また、「機器取扱説明書の記載事項」を原則とするとの記載があるが、機器取扱説明書の点検項目は膨大であり、仕様書に記載された頻度ごとに点検項目が整理されているわけではなく、頻度が異なる点検も多数記載されている。 ○「機器取扱説明書の記載事項」を原則とするといった抽象的な記載でなく、点検の頻度ごとに、具体的な点検項目と点検方法を記載するか、求める要求水準を記載するよう改めるべきである。	東部資源循環センター	令和5年度の委託仕様書に、点検頻度、点検項目、点検方法の全てを明記し、発注を行った。

令和3年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
-----	----	-----------	------	-----------------

46	仕様書上の資格者の記載について 〔報告書136ページ〕	○東部資源循環センターでは、業務の信頼性を確保するために、業務着手時に業務従事者の名簿を入手し、従事者の資格保有状況を確認しているが、仕様書には業務従事者の資格の必要性について記載されていなかった。 ○資格者のいない事業者が当該業務を受託すること、もしくは無資格者が当該業務に従事することを避けるため、要求する資格について仕様書に明記する必要がある。	東部資源循環センター	令和5年度の委託仕様書において、資格要件を明記し、発注を行った。
----	--------------------------------	--	------------	----------------------------------

(8)都市整備部施設整備室

共通的事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
47	履行確認手続の明確化について 〔報告書140ページ〕	○施設整備室においては、委託業務の完了に際して、完了届、仕様書における提出物の内容及び提出状況を確認した上で、完了検査を行い、履行確認を実施しているが、当該確認作業を実施した証跡が残されておらず、事後的に当該確認作業が実施されたことを疎明する資料が保存されていない状況が確認された。 ○履行確認に係る最低限実施すべき手続を明確化し、その手続を実施した証跡を残すことにより、施設整備室における全ての委託業務について、事後的に履行確認を適切に実施したことが確認できるよう、改善する必要がある。	施設計画課 建築課 設備課	新たに作成したチェックシートに基づき、委託業務の完了検査を行い、確認内容の記録を保存することとした。

令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
48	予算の見積り方法について 〔報告書142ページ〕	○令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託(その1～その4)に対する予算である学校園施設改善事業経費の予算額と決算額の差額は60,494千円(予算比△47.4%)と大きく乖離している状況が確認された。 ○これは、予算について概算の工事費用に一律8%〔枚方市学校整備計画〕における設計委託費の工事費に対する比率)を乗じて計算していたことによるものであるが、令和4年度の予算については、概算工事費用に発注時に使用する設計委託料算定式を用いて算出し、精度を上げる手法で改善に向けて取り組んでいるとのことである。 ○今後とも、前年度実績を加味するなどして算定した適切な係数を使用することにより、精度の高い予算を策定する必要があると考えられる。	建築課	令和5年度の予算についても、令和4年度に引き続き、概算工事費用に発注時に使用する設計委託料算定式を用いて算出し、精度を上げる手法を採用した。
49	受託者の業務履行能力の確認について 〔報告書142ページ〕	○再委託理由が「業務量が多い為」となっている再委託承諾申請書が受託者から提出され、施設整備室により承諾されているものが見受けられたが、「業務量が多い」との理由は、そもそも落札業者の規模では委託業務を適切に実施できない状況にあったのではないかとの疑義が生じる。 ○今後、受託者の業務履行能力を超える契約の締結を防止する手法及び審査基準の策定等について発注担当部署と契約課の間で協議し、検討する必要がある。	建築課 契約課	【建築課】 発注担当課としては、再委託の理由を厳正に審査し、不適切な再委託は承諾しない。 【契約課】 令和5年度前期に、各委託業務における再委託の実態を確認した上で、再委託を承諾することが適切な範囲や再委託の手続を定め、周知を図ることとした。
50	再委託割合に係る承諾基準について 〔報告書145ページ〕	○再委託の業務予定量が合計で80%となっており、業務の大部分が再委託されている状況が確認された。 ○枚方市においては、再委託を禁止する主たる業務に該当するか否かを判断する定量的な基準は設けられていないため、受託者が再委託承諾申請書を作成する際の再委託金額や理由などの記載要領及び枚方市における審査基準の策定等について検討する必要がある。	契約課	令和6年1月に、再委託を承諾することが適切な範囲や再委託の手続を説明した再委託(下請負)に関する指針を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。

学校空調設備保守点検業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
51	定期点検報告事項の対応管理について 〔報告書145ページ〕	○定期点検報告事項に対する対応方法について、一部記録漏れがあり、網羅的かつ適切に対応されたかどうか事後的に確認ができない状況となっていたため、定期点検における報告事項を管理台帳に漏れなく記載し、事後的に確認できるようにすべきである。	設備課	点検結果管理表を作成し管理していくこととした。

学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託(R3-1)				
52	受託者様式による契約条項の検証について 〔報告書146ページ〕	○本契約においては、枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用しているが、枚方市契約規則第38条第1項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていなかった。 ○契約保証金は徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第43条の該当号を明記しておくべきである。	施設管理課	令和5年度から、受託者が作成した契約書を使用する契約において、契約保証金を免除する場合は枚方市契約規則第43条の該当号を明記した。

(9) 土木部みち・みどり室

共通の事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
53	受託者様式による契約条項の検証について 〔報告書149ページ〕	○枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用している契約において、枚方市契約規則第38条第1項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていないものがあった。 ○契約保証金は徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第43条の該当号を明記しておくべきである。	道路公園管理課 維持補修課 工事委託課	○契約保証金についての条項が置かれていない受託者作成の契約書について、明記するよう指導した。 ○契約保証金を免除する場合は、枚方市契約規則第43条の該当号を明記した。
54	委託検査調書に添付するチェックリストについて 〔報告書150ページ〕	○みち・みどり室では、委託業務に関しても、工事請負契約に準じて検査台帳や委託検査調書を作成しているが、簿冊には委託検査調書1枚だけが保管されており、検査台帳は添付されていなかった。また、検査台帳には検査内容を見載する欄があるが、全ての契約において何をどのように点検したのかわからない状況が見受けられた。 ○みち・みどり室が、委託業務の履行確認を適切に実施したことの説明責任を果たすためには、業務の内容は違っても共通の検査項目を設定したチェックリストを作成し、記録として残すことが求められる。	道路公園管理課 維持補修課 工事委託課	○検査台帳に検査事項及び結果を明記し、検査調書に添付することについて、室内で意思共有、統一を図った。 ○共通のチェックリストを作成した。

令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
55	菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について 〔報告書151ページ〕	○みち・みどり室では、枚方市菊花展実行委員会の委員の高齢化や菊花展への出品・表彰に重点を置いた運営について、若い世代への周知や伝承に少なからぬ影響を及ぼすかもしれないという危機感を持っている。 ○「菊」事業は観光や教育等を含めた枚方市全体として取り組むべきものであるが、今後、「枚方市市民連携プラットフォーム」における民間の知見も活用して、庁内の関係部署が情報共有・連携を行い、提案内容の実現に向けた検討や調整を円滑に進めることを検討されたい。	維持補修課	菊花展の運用及び菊づくり普及事業の連携に向けて、菊花展実行委員会を中心に、観光交流課や教育指導課を含め、菊花展への出展などの在り方について協議を行った。また、若い世代への周知・伝承および枚方市市民連携プラットフォームの活用については、今後も引き続き検討を行う。

枚方市保存樹林保全業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
56	一者随意契約の手続について 〔報告書153ページ〕	○本業務の契約に際しては、当初から契約先事業者を前提にした手続を進めたものと思われるが、実施可能な事業者の調査は実施すべきであり、その結果として他に実施できる事業者はいないことを確認して、随意契約の手続をする余地はあったと思われる。	維持補修課	令和5年度における委託契約では、必要な専門的知識や技術等を有する等、一定基準を満たす事業者の確認を行った上で、実施可能な事業者の選定を行った。

枚方市プレーパーク運営委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
57	枚方市プレーパーク運営事業の今後の展開について 〔報告書156ページ〕	○枚方市プレーパーク運営事業は、令和3年度の事務事業実績測定調査におけるアウトカム指標である「満足と回答した人数の割合」が目標の65%に対して100%の実績であるなど、一定の評価を受けて、更なる事業展開も考えられるところであるが、その際に重要となるのは、運営主体の体制強化と関連する他の所管課との連携である。 ○ひらかたプレーパーク実行委員会の組織体制については、同委員会が新たな人材育成を行い自立できるよう、みち・みどり室において、同委員会の組織体制の強化に向けた対話をより一層促進することが求められる。 ○他の所管課との連携については、市内に24か所の運営実績がある横浜市の事例などを参考にして、教育委員会学校教育部や市民活動課など子どもの教育や市民活動支援を所管する他の所管課と連携して、本委託事業の今後の展開の可能性を検討されたい。	道路公園管理課	教育等の庁内関係部署との情報共有や連携を働きかけを行うとともに、実行委員会の組織体制強化を働きかけた。 今後も引き続き働きかけを行っていく。

中部別館施設総合管理委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
58	個人情報仕様書の不必要条項について 〔報告書158ページ〕	○本業務においては、おおよそ個人番号(マイナンバー)を取り扱うことは想定できないが、個人情報の保護に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第10条の規定による再委託の許諾を得ようとする場合の規定が置かれていた。 ○不必要な条項を置くことにより、受託者に対しても誤解を与えかねないため、内容をよく吟味し、本業務に即した内容に修正した上で、仕様書に添付すべきであった。	維持補修課	仕様書に添付している個人情報仕様書について、個人番号(マイナンバー)を取り扱うことに関する内容については、委託業務には必要がない規定のため、更新(令和6年度以降)の際に仕様書の見直しを行い削除済。

枚方市公園点検・清掃業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
59	シルバーとの単価契約について 〔報告書160ページ〕	○枚方市シルバー人材センター(以下「シルバー」という。)の会員への配給単価は、大阪府最低賃金価格を下回っているため、厚生労働省がインボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえた適正な価格設定を地方公共団体に要請していることなどを踏まえ、最低賃金制度を考慮に入れ、シルバーと交渉することを検討されたい。 ○本業務において点検・清掃の対象とする公園や業務の内容について、具体的な実行計画を策定して、直営とのバランスを考慮して委託すべきところ、そのような実行計画が明確でないため、みち・みどり室において、シルバーの年間計画表の内容についての妥当性を検証することができない状況にある。予算制約の中で公園の維持管理における優先順位を踏まえ、委託する公園の選定方針を決めて、委託する業務量についてシルバーと交渉することを検討されたい。	工事委託課	○R5年度契約単価について、最低賃金制度を考慮し単価設定を行った。 ○シルバー委託業務量について、シルバーと協議し、協議内容について記録に残していくことをシルバーと合意、確認済み。

北部地区街路樹管理委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
60	街路樹維持管理計画の策定の必要性について 〔報告書163ページ〕	○街路樹の景観や市民の安全安心の観点だけでなく、中長期的な視点による維持管理費の削減の観点から、限られた予算の中で剪定等を行う路線や樹木に優先順位を付けて維持管理を行うための方針を策定し、その方針に基づき、剪定等を計画的に実施することが必要である。そのためには、街路樹維持管理計画を策定すべきであり、効率的な委託の方法も併せて検討する余地がある。	工事委託課	枚方市街路樹維持管理方針について令和6年3月に策定を行った。 令和6年度より、策定した方針に基づき、街路樹の景観や市民の安全安心の観点だけでなく、中長期的な視点による維持管理費の削減の観点から、限られた予算の中で剪定等を行う路線や樹木に優先順位を付けて維持管理を行っていく。また委託発注手法については、令和6年度より一部、樹木剪定委託と除草委託について一括発注を行っており、効率的な維持管理を行っていく。

公園等草刈作業委託(北部A地区)				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
61	制限付き一般競争入札(業務希望型)の仕様の見直しについて 〔報告書164ページ〕	○本業務を含む除草、樹木剪定等の業務の入札の状況を見ると、入札業者数が相当に多く競争過多になっているが、過去の同種業務において品質に疑義がある案件も相当数あるとのことであり、競争性と品質の確保のバランスが必ずしも良好な状況とはいえない実態が見受けられる。 ○適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するため、みち・みどり室において、例えば、業務の効率性の観点から契約内容を除草と樹木剪定を一体的に行うものとする、公園等草刈作業において公園の規模に応じて実施体制(人数)や面積規模について相当の実績がある事業者を応札要件にするなど、必要に応じて本業務の仕様に一定の制限を設けるなどの方策を契約課とともに検討されたい。	工事委託課	維持管理コスト・競争性・品質確保の観点から検討し、R5年度より8案件から3案件に集約し、発注方法を見直した。今後も引き続き、本実績を鑑み取り組みを推進していく。

楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
62	長期継続契約によるトータルコストの削減について 〔報告書167ページ〕	○本業務を含め、長期継続契約の対象にすることが可能と考えられる委託業務を集約することにより、直接の経費のみならず事務手続に係る人件費を含むトータルコストの削減につなげ、限られた予算を有効活用するよう手法を検討されたい。	工事委託課	維持管理コスト・競争性・品質確保の観点から、長期継続契約の対象案件を検討し、可能な案件についてはR5年度より導入した。引き続き長期継続可能なものは取り組みを推進していく。

(10) 総合教育部おいしい給食課

小学校給食炊飯業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
63	仕様書及び委託要領における指定工場の位置づけの明記について 〔報告書171ページ〕	○大阪府学校給食会が、この契約に基づいて行うことになる業務の大部分は、大阪府学校給食会から発注を受けた指定工場が担う形となっているが、仕様書等において、「指定工場」という用語自体が記載されておらず、受託者である大阪府学校給食会が各指定工場を通じて業務を履行するという基本的な業務分担関係が、仕様書等に明記されていない状況となっている。 ○契約締結段階で、再委託の手法が用いられることが当初から予定されている契約であるといえるため、そのことを仕様書等で明記し、大阪府学校給食会が行っている業務を具体的に特定して明記する必要がある。	おいしい給食課	令和5年度契約の仕様書に、大阪府学校給食会と指定工場の業務分担を明記し、契約を行った。
64	指定工場における衛生責任者の把握の必要性について 〔報告書172ページ〕	○現在の実務としては、特に指定工場に配置された衛生責任者の氏名を枚方市(教育委員会)が把握することではなく、大阪府学校給食会としても年1回程度の巡視の点検時に、それを把握するという運用になっているようである。 ○給食が実際に炊飯される工場で、その衛生に責任を持つ立場の者の氏名や衛生教育の実施状況については、届出を受けて、枚方市が直接把握しておくことが望ましいため、今後、仕様書を変更するなどして、対応されたい。	おいしい給食課	令和5年度契約の仕様書に、衛生責任者の氏名・衛生教育の実施状況について届け出るよう明記し、契約を行った。
65	指定工場に対する立ち入りなどの検査に関する規程について 〔報告書172ページ〕	○本業務の仕様書及び委託要領等には、枚方市が、指定工場の内部に立ち入って検査を行うといった内容は特に記載されていないが、「給食」という食の安全に関する契約であるため、枚方市が、平常時及び問題が発生した時のいずれであっても、指定工場が行っている業務の履行体制等を確認できるような体制を構築することが望ましい。	おいしい給食課	令和5年度契約の仕様書に、年1回以上は立ち入り調査を行い、調査結果を提出するよう明記し、契約を行った。
66	指定工場の選定に係る承諾について 〔報告書172ページ〕	○毎年度、用いる予定の指定工場に関する情報について、年度開始当初に、受託者である大阪府学校給食会から届出を提出させ、おいしい給食課において、それを確認しておくことが妥当である。	おいしい給食課	令和5年度契約の仕様書に、指定工場に関する情報を提出するよう明記し、契約の際に指定工場に関する情報についての届出を受けた。

枚方市中学校給食炊飯業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
67	衛生責任者の配置に関する届出について 〔報告書173ページ〕	○本業務の仕様書では、衛生責任者の配置義務だけが明記されているが、給食の炊飯業務の根幹を担っていることを考えると、衛生責任者の氏名等について、契約締結当初に、枚方市への届出を求める仕様に改めることが望ましい。	おいしい給食課	今回の契約が令和6年7月末までとなっていることから、次回契約時に衛生責任者の氏名等について届け出るよう仕様を改める。 なお、上記の新仕様書により、現在参考見積を徴収中である。

学校給食ごみ資源化処理委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
68	廃棄物の処理委託契約の場合の契約書のあり方について 〔報告書176ページ〕	○産業廃棄物の収集・運搬・処分関係の委託契約については、受託者側が持ち込んだ契約書(公益社団法人全国産業資源循環連合会作成の標準様式)が用いられており、違約金に係る規定など、枚方市の所定の約款と比較して差異が生じているものがあった。 ○産業廃棄物の収集・運搬・処分の標準的な契約についても、標準の委託契約書(約款)をベースにして、それと同程度の密度のある内容を備えたものに改訂する必要がある。	契約課	本市の業務委託約款をベースに差異が生じている部分の条項の追記について、令和5年7月に行った類似団体の状況調査の結果を基に、事業者への働きかけを検討することとしている。

学校給食単独調理場ガスヒューポーン保守点検委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
69	受託者様式の委託契約書の内容について 〔報告書178ページ〕	○受託者様式の委託契約書において、①違約金に関する規定、②受注者が該合その他の不正行為があった場合の契約解除等の規定について、特に定めが置かれていない。 ○現在の体制では、契約の締結を行う度ごとに、必ず欠かすことができない条項の漏れがないか、各所管課において判断をすることが難しい面があるため、契約課が対応方針を整理し、庁内で周知する必要があると思われる。	契約課	令和6年3月に、契約書に記載すべき事項確認表を作成し、各課に通知した上で、グループウェアに掲載した。

第三学校給食共同調理場警備委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
70	部分払のあり方について 〔報告書180ページ〕	○本業務では、毎月、22,770円と少額の部分払を行っているが、これにより、特段、受託者にメリットを生むとは思われない。 ○同種の事案については、各所管課の支払行為等の事務負担量を軽減する観点から改善の余地はないか、検討が必要であると思われる。	契約課	令和5年3月に、委託契約手続依頼マニュアルに、極めて少額の部分払となる場合は部分払を要しない旨を追記するとともに、個別に、部分払の必要性を見直すよう働きかけを行っている。

(11) 学校教育部学校教育室教育研修課(旧:教育研修担当)

GIGAスクールサポーター業務委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
71	随意契約(第2号)の要件充足について 〔報告書186ページ〕	○枚方市のGIGAスクールに用いる端末(iPad)については、学校現場だけでなく、個人・会社・公共用に広く用いられている端末であり、導入時の初期設定を行った業者でなければ、「初期化作業」及び「再キッティング作業」が絶対的に不可能であったとまではいえない。 ○今後の発注方式について、委託業務の履行に不都合を生じない限り、競争入札又は公募型プロポーザル方式によることも視野に、見直されたい。	教育研修課	令和5年度より、別途複数年契約で委託している「ICT支援員業務」に本委託業務を含め、競争入札による新たな「ICT支援員業務」の委託契約を行った。
72	今後の学校現場のICT機器の更新や保守・運用の手法の検討について 〔報告書186ページ〕	○GIGAスクール構想は、国が「旗振り役」となって、端末の導入費用について国費が充当されたものであるが、今後の更新や保守・運用については、各地方公共団体に委ねられることになる部分が多い。 ○今後、学校現場へのICT機器の導入は不可避的な流れであり、各種の保守業務を委託するために、少なからぬ額の支出を要し続けることになる。 ○今後の更新時の契約においては、各年度における保守も含めて提案を受ける方式や賃貸借の契約相手方(初期設定の相手方)以外に保守作業を委託する方法など、中長期的視点から、より合理的な契約締結の方法を模索する必要がある。	教育研修課	令和5年度より、別途複数年契約で委託している「ICT支援員業務」に本委託業務を含め、競争入札による新たな「ICT支援員業務」の委託契約を行った。 学校現場へ導入されるICT機器については、別途委託している学校ヘルプデスクをはじめICT支援員にて初期対応を行い、2次的な対応が必要である場合は機器メーカーに保守を依頼する運用としている。

子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
73	著作権の帰属について 〔報告書188ページ〕	○本業務の仕様書では、「本システムに関する一切の著作権は発注者及び受注者双方にあるものとする」とされているが、作業の委託契約に関する仕様としては、抽象的に過ぎるといえる。 ○既存のパッケージソフトウェアに改変を加える部分について、枚方市と受託者の共有になるという意味の記載が本来あるべき記載であり、こうしたことを明示しておくことが望ましい。	教育研修課	既存のパッケージソフトウェアに改変を加えることは、現状、予定されていない。 今後、改変する場合はあれば、システムに関する著作権について改変を加える部分についても枚方市と受託者双方の共有になることを明示する。

教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
74	個人情報保護に関する特記仕様書の締結について 〔報告書189ページ〕	○本業務では、個人情報を直接的に「取り扱う」作業を含むものではないため、個人情報仕様書は締結されていないが、受託者が端末を操作し、個人情報を含むファイルに接触する可能性があるものと考えて、個人情報仕様書を締結する対象とするべきではないかと考える。	教育研修課	本業務では、個人情報を直接的に「取り扱う」作業を含むものではなく、受託者が作業を行う端末にも個人情報を含むファイルは保存されていないことから、受託者が個人情報に触れる可能性はない。